件ニハ現内務省技手モ干係カアルトノ
風説云々ト題スル記事中今所技師ノ
徳田某ノ今所在勤中ノ出来事ノ如ク
記載セルカ目下内務省土木局ニ在勤中
ノ徳田省方ヲ示スモノヽ如ク曩ニ本
件ノ告発ヲ為セル後藤田毅ハ今枝
師ノ在住中這般ノ不正行ハレタリト吹
聴シ本件取調ノ進行ニ連レ事実ハ判
明スルナラント言外ニ居リシニ依リ
本記事ハ右後藤田ノ言ヲ脚色報
導セルモノヽ如シ

（二月二十二日午前十時送）

898

特秘第三六三三號

大正十一年二月二十四日

大阪府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎殿
農商務省工務局長殿
警視総監 岡喜七郎殿
京都府、兵庫縣知事殿
大阪地方裁判所検事正殿

川崎造船所ニ於ケル労働
争議ニ関スル件（第十報）

二月二十二日職工側ハ前夜ノ決議ニ基キ交渉
委員三名ハ組合長後藤田正毅ヲ附添トシ
テ會社ト交渉ヲ為スヘキ筈ナリシモ後藤
田ハ曩ニ検事局ニ告訴セル所謂不正事
件ノ為メ新来検事局ニ出頭シ午後三時ニ